

三次市公告第34号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月13日

三次市長 福岡 誠志

1 入札に付する事項	
(案件9)	
(1) 設計番号	設計第2号
(2) 工事名	三次市立十日市小学校屋内運動場改修工事
(3) 施工場所	三次市十日市中四丁目9番1号 地内
(4) 完成工期	契約日から令和9年2月26日まで
(5) 工事内容	屋内運動場改修工 N=1.0式
(6) 予定価格	本件は、予定価格を事後公表とする。
(7) 調査基準価格	本件は、低入札価格調査対象工事であり調査基準価格を定める。
(案件10)	
(1) 設計番号	設計第1号
(2) 工事名	三次市立三次小学校屋内運動場改修工事
(3) 施工場所	三次市三次町1581番地1 地内
(4) 完成工期	契約日から令和9年2月26日まで
(5) 工事内容	屋内運動場改修工 N=1.0式
(6) 予定価格	本件は、予定価格を事後公表とする。
(7) 調査基準価格	本件は、低入札価格調査対象工事であり調査基準価格を定める。
2 担当部署	
教育部教育企画課	電話 0824-62-6412
3 入札に参加する者に関する資格に関する事項	
三次市一般競争入札事務要領(平成19年三次市告示第39号)第4条の規定によるほか、次の事項のいずれにも該当するものであること。	
(1) 市内に本社・本店を有するもの。	
(2) 市税を完納しているもの。	
(3) 令和7年度三次市建設工事入札参加資格者名簿(建築一式工事)に記載されているランクがAのもので、建築工事業の特定建設業許可を有するもの。	
(4) 令和7年度・令和8年度三次市建設工事入札参加資格審査申請書提出時又は最新の経営規模等評価結果通知書による建築一式工事の平均完成工事高が、案件9は90,000千円以上、案件10は80,000千円以上あるもの。	
(5) 公共機関から発注された建築一式工事の元請施工実績を有するもの。	

※この案件の公告日から開札日までの間のいずれの日においても三次市の指名除外措置の対象となっていないものを参加対象とします。

4 入札方法

(1) 本件入札は、紙入札とする。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、6回を限度とする。

(4) 入札書は、指定する日時及び場所に直接提出すること。郵送等による入札は認めない。

5 入札執行の日時及び場所

令和8年5月15日(金) 三次市役所本館6階601会議室
案件9:午前10時00分
案件10:午前10時30分

6 入札等の日程

(1) 入札参加申請書類交付期間	令和8年4月13日(月)から 令和8年5月11日(月)まで	入札参加申請書類はホームページで入手するか、総務部財政課契約係で交付する。
(2) 仕様書閲覧期間	令和8年4月13日(月)から 令和8年5月13日(水)まで	三次市ホームページに掲載する。
(3) 質問受付期間	令和8年4月13日(月)から 令和8年5月7日(木)まで	指定様式(ファイル形式を変更しないこと)で電子メールにより提出する。メール送信後に電話連絡すること。電話連絡は午前9時から午後4時(休日除く) メール zaisei@city.miyoshi.hiroshima.jp
(4) 質問に対する回答	令和8年4月13日(月)から 令和8年5月8日(金)まで	三次市ホームページに掲載する。入札前に必ず質問回答書の有無及び回答書の内容を確認してから入札を行うこと。
(5) 入札参加申請書類提出期間	令和8年4月13日(月)から 令和8年5月11日(月)まで	総務部財政課契約係へ持参により提出すること。
(6) 参加資格審査結果通知	令和8年5月13日(水)	ファクシミリ等により参加の可否を通知する。
(7) 入札	令和8年5月15日(金) 案件9:午前10時00分 案件10:午前10時30分	紙入札とする。 入札場所:三次市役所本館6階601会議室

※上記は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

7 入札参加申請書類	
入札参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。【提出された申請書類は返却しない。】	
(1) 競争入札参加申請書	参加承認通知をファックスで行うので競争入札参加申請書に連絡先(電話及びファックス番号)及び担当者名を記載すること。
(2) 配置予定技術者に関する調書	配置予定技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。恒常的な雇用関係とは、開札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、専任配置が要件とされていない工事にあつては、恒常的な雇用関係を要しない。 配置予定技術者は、建築一式工事における専任の監理技術者とする。
8 入札保証金	免除
9 工事内訳書	入札にあたっては、入札書に記載された金額の積算内訳を添付すること。
10 落札者の決定	
(1) 本件は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。	
一 抜 け 方 式	令和8年4月13日公告の「案件9～10」については一抜け方式を適用している。 案件番号順に開札を行うため、先に落札候補者となった者は残りの入札について参加できないものとする。
(2)	落札となるべき同価格の入札をしたものが2以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
11 入札の無効	
次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。	
(1)	入札書に記名押印がないもの。
(2)	入札書の文字が明確でないもの。
(3)	一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの。
(4)	入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの。
(5)	入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があつたもの。
(6)	前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したもの。
12 契約保証金	必要
13 低入札価格調査について	
(1)	低価格入札が行われた場合、落札者を保留して地方自治法施行令第167条の10又は第167条の13の規定により、調査の上、後日落札者を決定する。落札決定をしたときは、ファクシミリ等で通知する。
(2)	低価格入札者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない。
(3)	低価格入札者は、事後の事情聴取(調査)に協力すること。
(4)	低価格入札者のうち、適正な履行確保の基準に規定する要件のすべてを満たさない者は、落札者とならない。
(5)	低価格入札者が契約者となった場合には、瑕疵担保責任の存続期間について、工事目的物の引渡しを受けた日から4年以内に延長される。
(6)	低価格入札者のうち三次市低入札価格調査制度事務取扱要領第7条第4項の調査を受けたものが落札者となった場合には、監理技術者とは別に同等程度の技術者を専任で1人現場に配置すること。
(7)	工事内訳書については、次のとおりとする。 ア 工事区分、工種及び種別ごとに詳細が記載されていること。 イ 諸経費(共通仮設費率分、現場管理費及び一般管理費)について準備費、安全費、技術管理費、現場従業員及び現場労働者の法定福利費及び人件費の金額並びに算出根拠が記載されていること。

ウ 一般管理費以外の金額が、内訳書と相違していないこと。

14 その他

(1) 本件は、議会の議決を得なければならない案件であるため、開札後において落札者と議会の議決を得たときに本契約となる旨を付した仮契約を締結するものとする。

(2) 競争入札参加申請書を提出したものは、本入札を辞退することはできない。ただし、本案件応札以前に行われた国、都道府県又は市町村(三次市を含む。)の入札において落札者となるなど、本案件において技術者の配置が不可能になった場合に限り、辞退することができる。辞退する場合においては、入札日前日までに辞退届と理由書を作成し提出すること。なお、前記以外の理由で競争入札参加申請書の取下げをする場合は、指名除外を行うことがある。

(3) この工事の施工に際して、主要資材の購入又は、やむを得ず工事の一部(主体的部分を除く。)を第三者に請け負わせようとする場合は、極力三次市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注するものとする。